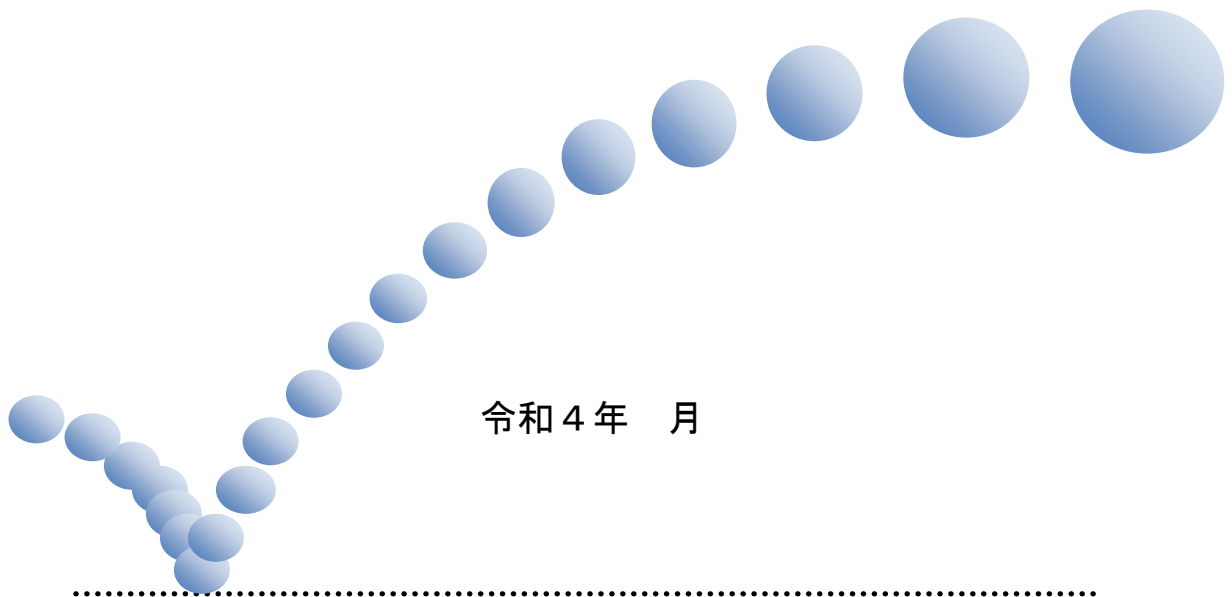


第2期

登米市の教育等の振興に関する 施策の大綱(案)



令和4年 月

登米市

1 策定に当たって

「登米市の教育の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）は、平成 27 年 4 月に一部を改正し施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により策定が義務付けられ、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、そして、より民意を反映した教育行政の推進を目的としています。

本市では、教育の基本的な理念と、教育・学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるため、平成 27 年度から令和 2 年度までを期間とする「登米市の教育の振興に関する施策の大綱」を平成 27 年 9 月に策定し、教育の振興を図ってまいりました。令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症対応など重要施策との調整のため終期を令和 3 年度まで 1 年間延長しましたが、終期を迎えること及び少子高齢化や高度情報化等の教育を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、新たに期間を設定して策定するものです。

2 趣旨・位置付け

大綱は、本市の教育行政を推進するための基本方針として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定により定めるもので、各種計画や施策との整合性を図るものです。

また、「第二次登米市総合計画」の基本理念の達成に向け、本市の教育が目指す姿や、今後推進すべき目標と基本方向を明らかにするもので、教育基本法に基づき教育委員会が策定する「登米市教育振興基本計画」と連動するものです。

なお、教育委員会は、「登米市教育振興基本計画」に基づき推進する事業の方針「登米市教育基本方針及びアクションプラン」を毎年度作成します。

3 対象とする期間

第二次登米市総合計画の計画期間が平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としていることから、計画期間の整合性を図るため、大綱が対象とする期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間とします。

なお、教育を取り巻く環境の変化や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じ、大綱の内容を見直すこととします。

4 目指す姿

変化の激しい社会にあって、人々が自立した一人の人間として生きていくためには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」を確実に身に付けていかなければなりません。同時に、社会の一員として、ふるさと登米が培ってきた歴史や文化を土台に、よりよい社会を創造する、心豊かで主体的に生きる人間を育むことが求められています。

人が幼児期から自ら学ぶことを楽しみ、生涯にわたって学び続けるためには、大人たちの励ましや支え、豊かな体験や出会いが必要です。こうした体験などを通して、人は自らが果たすべき役割に「気づき」「考え」「行動する」ことができるようになり、さらには将来を見据え、自らの夢や志の実現に向け、努力し続ける力を身に付けることができます。

このような育みは、学校・家庭ばかりではなく、社会全体の責務として、学校・家庭・地域が強い絆のもと、一体となって取り組む必要があります。

また、地域課題に向き合い、学びながら地域住民が歩み続けていくため、地域の様々なリーダーの育成を図り、地区コミュニティ組織との連携による教育環境の整備を進めていかなければなりません。

こうしたことから、登米市が「目指す姿」を次のように定めるとともに、「基本目標」「施策の基本方向」を定めます。

目指す姿

ふるさと「登米」を愛し、誇りを持ち、未来に向かって道を切り拓く、心身ともに元気で持続可能な社会の担い手となる「登米人」が育っています。

そして、自立・協働・創造する人づくりを基にした教育が展開され、人々の強い絆のもとに、生きがいを持ち、生涯にわたって学び続け、文化や伝統を守り、育む地域社会が形成されています。

5 基本目標

目標 1

自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育む

- 社会の中で自らが果たすべき役割を認識し、その実現のために自己理解の上に立ち、主体的に行動できる人づくりを進めます。
- 変化の激しい社会の中であって、たくましく社会を生き抜くために必要な知識・技能を身に付けさせます。

目標 2

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化や協働の推進を図り、社会全体で子供を守り育て、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくる

- 学校・家庭・地域それぞれの教育力を充実させ、相互に連携しながら人づくりを進める仕組みをつくりまします。
- 地域の豊かな教育資源を有効に活用し、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

目標 3

私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い地域社会をつくる

- ふるさとを守り、育ててきた先人の思いを大切にし、これまで積み重ねてきた文化や規範を尊重する人づくりを進めます。
- 思いやりや助け合いの心を育み、他者と適切な関係を築きながら、ともに次代を支える人づくりを進めます。

6 施策の基本方向

- 基本方向① 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成
- 基本方向② 学ぶ力・自立する力の育成
- 基本方向③ 特別な支援を必要とする子供へのきめ細かな教育の推進
- 基本方向④ 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 基本方向⑤ 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり
- 基本方向⑥ 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実
- 基本方向⑦ 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進
- 基本方向⑧ 文化財保護と文化・芸術活動の充実